

# 公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案要綱

## 一 被選挙権年齢の引下げ

被選挙権年齢について、次のとおり引き下げるものとする。

- ・ 衆議院議員 25 歳以上 → 18 歳以上
- ・ 参議院議員 30 歳以上 → 23 歳以上
- ・ 都道府県議会議員 25 歳以上 → 18 歳以上
- ・ 都道府県知事 30 歳以上 → 23 歳以上
- ・ 市町村議会議員 25 歳以上 → 18 歳以上
- ・ 市町村長 25 歳以上 → 18 歳以上

(公職選挙法第 10 条第 1 項及び地方自治法第 19 条関係)

## 二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して 3 月を経過した日から施行すること。 (附則第 1 項関係)
- 2 適用区分に関する規定を置くこと。 (附則第 2 項関係)
- 3 国及び地方公共団体は、若年者が主権者である国民として政治上の課題について自ら判断し、主体的に政治に参加することができることとなるよう、初等教育の段階から高等教育の段階に至るまで一貫した方針の下、主権者である国民として必要な政治的教養を身に付けるための教育の一層の推進に努めるものとする。 (附則第 3 項関係)



公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案

(公職選挙法の一部改正)

第一条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「満二十五年」を「満十八年」に改め、同項第二号中「満三十年」を「満二十三年」に改め、同項第三号中「満二十五年」を「満十八年」に改め、同項第四号中「満三十年」を「満二十三年」に改め、同項第五号及び第六号中「満二十五年」を「満十八年」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「満二十五年」を「満十八年」に改め、同条第二項中「満三十年」を「満二十三年」に改め、同条第三項中「満二十五年」を「満十八年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(適用区分)

2 第一条の規定による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

(主権者教育の一層の推進)

3 国及び地方公共団体は、若年者が主権者である国民として政治上の課題について自ら判断し、主体的に政治に参加することができることとなるよう、初等教育の段階から高等教育の段階に至るまで一貫した方針の下、主権者である国民として必要な政治的教養を身に付けるための教育の一層の推進に努めるものとする。

## 理由

公職選挙法上の公職の被選挙権を有する者となる年齢について、成年者に被選挙権を付与するとの考え方を基本としつつ各公職の特質等をも勘案して定められるべきものであるとの認識の下、衆議院議員並びに都道府県及び市町村の議会の議員並びに市町村長については満十八年に、参議院議員及び都道府県知事については満二十三年に、それぞれ引き下げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（被選挙権）</p> <p>第十条 日本国民は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 衆議院議員については年齢満十八年以上の者</li> <li>二 参議院議員については年齢満二十三年以上の者</li> <li>三 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満十八年以上のもの</li> <li>四 都道府県知事については年齢満二十三年以上の者</li> <li>五 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満十八年以上のもの</li> <li>六 市町村長については年齢満十八年以上の者</li> </ul> <p>2 （略）</p>	<p>（被選挙権）</p> <p>第十条 日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 衆議院議員については年齢満二十五年以上の者</li> <li>二 参議院議員については年齢満三十年以上の者</li> <li>三 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの</li> <li>四 都道府県知事については年齢満三十年以上の者</li> <li>五 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの</li> <li>六 市町村長については年齢満二十五年以上の者</li> </ul> <p>2 （略）</p>

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十九条 普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢<u>十八年以上</u>のものは、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議員の被選挙権を有する。</p> <p>② 日本国民で年齢<u>二十三年以上</u>以上のものは、別に法律の定めるところにより、都道府県知事の被選挙権を有する。</p> <p>③ 日本国民で年齢<u>十八年以上</u>のものは、別に法律の定めるところにより、市町村長の被選挙権を有する。</p>	<p>第十九条 普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢<u>二十五年以上</u>のものは、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議員の被選挙権を有する。</p> <p>② 日本国民で年齢<u>三十年以上</u>以上のものは、別に法律の定めるところにより、都道府県知事の被選挙権を有する。</p> <p>③ 日本国民で年齢<u>二十五年以上</u>のものは、別に法律の定めるところにより、市町村長の被選挙権を有する。</p>